

一般財団法人 長野県バレーボール協会細則

この法人の、運営を能率的且つ円滑にするため、次のように細則を定める。

(役員配置)

第1条 理事のうち1名を会長、若干名を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とする。

(役員定年)

第2条 役員とは、定款第25条に定める理事及び監事、第12条に定める評議員をいうものとする。

- 2 理事及び監事は就任時において、その年齢が74歳未満でなければならない。
- 3 評議員は就任時において、その年齢が71歳未満でなければならない。
- 4 役員が任期の途中において、第2項、第3項の満年齢を迎えた場合、その役員は任期が満了するまでは役員として在任するものとする。

(名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与)

第3条 この法人に名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、重要事項について会長の諮問に応ずる。

(専務理事の議決事項)

第4条 専務理事は、次の事項について専決できるものとする。

- (1) 年度計画にもとづく競技会の企画、運営に関する事項
- (2) 当初編成された予算にもとづく収入支出に関する事項
- (3) 専務常務理事会議の開催に関する事項
- (4) 専門委員会の開催に関する事項
- (5) 理事等の出張に関する事項
- (6) その他軽易な事項

(専門委員会)

第5条 この法人に次の専門委員会（以下「委員会」という。）を置き、業務を分担

処理する。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 指導普及委員会
- (5) 強化委員会
- (6) 公認審判委員審査委員会
- (7) パラバレーボール委員会

2 前項に掲げるもののほか、必要に応じ特別委員会を置くことができる。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、委員長1名、副委員長若干名及び委員若干名で構成する。

(委員の任命)

第7条 委員長、副委員長及び委員の任命は、理事会で推薦し会長が委嘱する。

(委員会の任務)

第8条 委員会は、専務理事の指揮を受け担当業務を処理する。

(委員会の業務)

第9条 委員会は、次の号に定める業務を担当する。

- (1) 総務委員会
組織、渉外、予算、会議、報道、表彰、規約、庶務、会報及び他の委員会に属さない事項
- (2) 競技委員会
競技に関する規則・日程の作成・企画・準備・運営・記録・試合球・用具類及びその他競技に関し必要と認められる事項
- (3) 審判委員会
審判技術の統一研究、競技会の審判員の推薦、審判員の指導養成及びその他審判に関し必要と認められる事項
- (4) 指導普及委員会
技術と健康管理の研究及び普及、指導者の養成、指導者の派遣、公認コーチの推薦及びその他指導者普及に関し認められる事項
- (5) 強化委員会
選手の競技力向上に関する事項

- (6) 公認審判員審査委員会
公認審判員の審査及び選考に関する事項
- (7) パラバレーボール委員会
障がい者スポーツの普及、指導者派遣、全国障害者スポーツ大会の選手の発掘と競技力向上に関する事項
- (8) 特別委員会の業務内容は、別に定める。

(事務局)

- 第10条 この法人の業務を処理し、職員の指揮監督をするため、事務局を置く。
- 2 事務局に職員（以下「事務局職員」という。）を置く。
 - 3 事務局の事務処理は、特に会長の決裁を必要とするものの他は、専務理事の決裁を受けるものとする。

(加盟団体)

- 第11条 定款第43条第1項第1号に定める加盟団体は(以下「地区協会」という。)、次の通りとする。
- (1) 中高飯水バレーボール協会
 - (2) 須高バレーボール協会
 - (3) 長水バレーボール協会
 - (4) ちくまバレーボール協会
 - (5) うえだバレーボール協会
 - (6) 佐久平バレーボール協会
 - (7) 諏訪湖周辺バレーボール協会
 - (8) 上伊那バレーボール協会
 - (9) 飯伊バレーボール協会
 - (10) 塩尻木曾バレーボール協会
 - (11) 松本バレーボール協会
 - (12) 安曇野・東筑バレーボール協会
 - (13) 大北バレーボール協会
- 2 定款43条第1項第2号に定める加盟団体は、次の通りとする。
- (1) 長野県高等学校体育連盟バレーボール専門部
 - (2) 長野県中学校体育連盟バレーボール専門部
 - (3) 長野県大学バレーボール連盟
- 3 定款43条第1項第3号に定める加盟団体は、次の通りとする。
- (1) 長野県実業団バレーボール連盟
 - (2) 長野県クラブバレーボール連盟

- (3) 長野県ママさんバレーボール連盟
- (4) 長野県小学生バレーボール連盟
- (5) 長野県ソフトバレーボール連盟
- (6) 長野県ビーチバレーボール連盟
- (7) 長野県ヤングクラブバレーボール連盟

(加盟団体代表委員の選任)

第12条 加盟団体は定款第43条による加盟団体として、団体ごとに1名の加盟団体代表委員を選任することができる。

(加盟団体代表委員総会)

第13条 この法人の会長は、この法人の事業計画、収支予算及び事業報告、決算に関する諮問及び報告を行うことを目的として、毎年2回、加盟団体代表委員総会（以下「総会」という。）を招集する。

2 加盟団体代表委員は、総会において前項の案件に関する意見を述べることができる。

3 総会の議長は、加盟団体代表委員の互選により定める。

(分担金及び登録料)

第14条 役員分担金、加盟分担金及び登録料は、次の通りとする。

(1) 役員分担金

① 会長	年額	200,000 円
② 副会長	年額	30,000 円
③ 専務理事	年額	20,000 円
④ 常務理事	年額	15,000 円
⑤ 理事	年額	10,000 円
⑥ 監事	年額	10,000 円
⑦ 加盟団体代表委員	年額	5,000 円

(2) 加盟分担金

① 地区バレーボール協会	年額	20,000 円
② 長野県実業団バレーボール連盟	年額	20,000 円
③ 長野県クラブバレーボール連盟	年額	20,000 円
④ 長野県高等学校体育連盟	年額	20,000 円
⑤ 長野県中学校体育連盟	年額	20,000 円
⑥ 長野県ママさんバレーボール連盟	年額	20,000 円
⑦ 長野県小学生バレーボール連盟	年額	20,000 円
⑧ 長野県ソフトバレーボール連盟	年額	10,000 円
⑨ 長野県ビーチバレーボール連盟	年額	10,000 円
⑩ 長野県大学バレーボール連盟	年額	10,000 円
⑪ 長野県ヤングクラブバレーボール連盟	年額	20,000 円

(3) 登録料

① 審判登録料

1) JVA 公認 A 級・A 級候補	年額	3,000 円
2) JVA 公認 B 級	年額	2,000 円
3) JVA 公認 C 級	年額	1,000 円
4) 長野県公認	年額	1,000 円

② JVIMS 判定員登録料（審判登録者を除く）

1) JVA 公認判定員	年額	2,000 円
--------------	----	---------

③ チーム登録料

1) 実業団	1 チーム	年額	1,000 円
2) クラブ	1 チーム	年額	1,000 円
3) 大学	1 チーム	年額	1,000 円
4) 高等学校	1 チーム	年額	1,000 円
5) 中学校	1 チーム	年額	1,000 円
6) ママさん	一 括	年額	10,000 円
7) 小学生	1 チーム	年額	1,000 円
8) ソフト	1 チーム	年額	500 円
9) ビーチ	一 括	年額	10,000 円
10) ヤングクラブ	1 チーム	年額	1,000 円

(表 彰)

第 15 条 この法人の発展に特に貢献したと理事会が認めた者及び団体について、表彰若しくは表彰推達することができる。

(出 張)

第 16 条 理事、監事及び評議員が公務のため出張する際の経費支給は、次による。ただし、事情により一定額を支給することができる。

(1) 旅費 JR、公共交通機関普通運賃を支給する。但し、東信⇄中南信、大北⇄北信、木曾⇄南信(上伊那・飯伊)の移動はその半額とする。また、県外は特急料金を支給する。

(2) 日当 一律 1,000 円とする

(3) 宿泊料 1 泊 県内 8,000 円、県外 10,000 円とする

2 専門委員、事務局職員及び競技会役員については、この規定を準用する。

(細則の変更)

第 17 条 この細則の変更は、理事総数の 2 分の 1 以上の同意を得、これを変更することができる。

(附 則)

この細則は、一般財団法人への移行登記日から施行する。

この細則は、平成 25 年 3 月 9 日から施行する。

この細則は、平成 27 年 6 月 13 日から施行する。

この細則は、平成 30 年 3 月 10 日から施行する。

この細則は、令和 4 年 3 月 13 日から施行する。

この細則は、令和 5 年 3 月 11 日から施行する。

この細則は、令和 6 年 3 月 9 日から施行する。

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。